文化財保護委員会の組織と機能

犬丸秀雄

一

文化財保護委員会事務局は一言にして言えば、文化財の保護を執行する機関であるから、これが説明にあたっては、文化財保護法について略説するのが順序である。

文化財保護法は、国会立法として第七国会を通過し本年五月三十日に公布された全文百三十条より成る法律であって、広はんな内容を持つ文化財保護の総合法である。この法律の施行にともなって、国宝保存法などの従来の文化財保存に関するすべての法規は廃止され、ただ、「重要美術品等の保存に関する法律」だけが、同法によって現在認定されている物件だけについて、当分の間、その効力を持っているにすぎない。

文化財保護法は戦後の日本の経済的変動に基く文化財の危機——国宝の所有者が国宝の維持管理の経済的能力を失い、戦後の急迫した住宅難は国宝建造物に住む者ができて、その焼失や荒廃を招き、また、戦後の窮乏財政が支出しうる国宝等の保存の経費と国宝等の数との不均衡、国宝等の保存行政機構の弱体——等を克服することを目的とし、法隆寺金堂の炎上を直接の誘因として制定を見るにいたったのである。

文化財保護法は、第一條において「この法律は文化財を保存し、かつ、この活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とうたっている。それはまずこの法律の対象が単に国宝のみにとどまるものでなく、その他に重要文化財、史跡名勝天然記念物、無形文化財等にわたることを意味し、またこの法律の内容が単にそれらのものの保存にとどまることなく、積極的にそれらを活用することを目的としていることを明かにしている。これはこの法律が「国宝保存法」でなくて「文化財保護法」と称するゆえんである。すなわちこの法律は従来の国

宝保存法等に比べて、はるかに積極的な内容を持つ法律であることを注意すべきである。

この法律が従来の保存法規と異なる点としては前述のごとくその対象が拡大された結果、従来の国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律、史跡名勝天然記念物保存法、遺失物法等の諸法規を集大成したことがまずあげられる。第二には、一方においては文化財の社会性を認め、国民、所有者がこれを保存、活用に協力すべきことを規定するとともに、他方において、所有者にとっては財産権の対象であることを認めて聽聞その他による権利の保障を期した。第三には従来の文部省社会教育局（文化財保存課）国立博物館等の文化財保護行政機構を統一強化して文部省に外局として文化財保護委員会を設置し、その下に事務局を設けた。第四には、国宝保存会、重要美術品等調査審議会、史跡名勝天然記念物調査会等の従来の諸問機関を廃止し、文化財専門審議会を新設して文化財保護委員会に対する諮問および建議の機関として活動させ、もって文化財保護行政の完遂を期した。第五には、文化財保護行政機関の統一により、国立博物館は従来の文化財保存行政部門を委員会事務局に譲ったので、博物館本然の機能を十分に発揮するように考慮された。第六には、現在のわが国の財政は約一万五千点の国宝および重要美術品全部を保存するにははなはだ不充分である。そこでこれらの国宝、重要美術品を再検討し、貴重な有形文化財を「重要文化財」とし、その中でも特に価値高きものを「国宝」として、重点的保存を期した。第七には、重要文化財の、管理方法、管理責任者、管理義務、所在の変更の届出について新たに規定を設け、管理の完きを期した。第八には国宝の管理には修理の補助、重要文化財の管理または修理についての命令または勧告、政府の国宝修理の施行、重要文化財の環境保全、政府の重要文化財買上、政府による重要文化財の管理または修理の受託や技術指導等、国宝、重要文化財の保護規定の整備をはかった。第九には、重要文化財の公開等その活用についての規定の整備、第十には、重要文化財についての報告義務、実地調査等調査に関する規定の整備、第十一には埋蔵文化財の発掘の届出、政府による発掘の施行、発掘品の国庫帰属、その報償金等の規定、第十二には音学、舞踊、演劇、工芸技術等、いわゆる無形文化財の保存と活用についての規定の新設、第十三には特別史跡名勝天然記念物の創設、第十四には国有の重要文化財および史跡名勝天然記念物の規定の明確化、第十五には地方公共団体への権限委任とそれにともなう経費の国庫負担等があげられている。

文化財保護法の実質的な具体的内容は文化財保護委員会事務局の活動と表裏一体をなすわけであるから、文化財保護法についての説明はこの程度にとどめて、次に文化財保護委員会の組織と機能について記すことにしよう。

二

組織　文化財保護法は前述の文化財の保護、すなわち文化財の保存とその活用についての規定がその主要部分を占めているが、同時に同法は文化財保護行政機構について特に一章を設け、第二章においてこれを規定している。すなわち、その第一節として文化財保護委員会、第二節として事務局、第三節として附属機関および事務局

出張所、第四節として職員について規定している。(国家行政組織法、文部省設置法、行政機関定員法はいづれも本法の附則によって改正されている。)

文化財保護法を執行する行政機関として、文化財保護委員会は文部省に設置されている。ただし外局として設置されているから、法律によりそれ自身の権限を持っているのであって、文部省の各局が文部大臣の補助機関として大臣の職権行使の補助を行うのとは異なる。すなわち委員会はそれ自身の判断によって行政を行うのである。ただし委員会といえども文部大臣の統轄下にあるのであるから文部大臣は委員会に対して全く無権限ではない。文部大臣は具体的行政事務について委員会を指揮監督することはないが、主管大臣として委員の任命権および罷免権を有し、委員会の予算、決算、国家財産管理について法律上(財政法、会計法、国家財産法)の指揮監督を行うことができる。ただ委員の任免は国会の同意を必要とし、委員会の要求する予算はできるだけこれを尊重する等保護法の趣旨にそわねばならないわけである。さらにまた、委員会は文部大臣の統轄下にあるのであるから、文部大臣は委員会の独立性を害しない程度において、委員会に勧告を行い、説明を徴することができる。

委員会は合議性の官庁である。国家組織法(第三條)によれば、外局は委員会と庁と二種類あり庁は独任制であるが、委員会は数人の委員をもって組織される。文化財保護委員会は五人の委員をもって組織されている。委員会は行政経験者のみがその行政にあたることが望ましくない場合に、各方面の権威者数人を委員に選んで実情に合致した妥当な行政を行わせることをねらいとしている制度であって、戦後にわが国で設置された委員会は、公正取引委員会、公安委員会などすでに相当数存在する。文化財の保護に委員会制度が採用されたのは、この方面に卓越した見識と知識とを有する文化人をしてこれにあたらしめ、その事務執行のためには、事務局をおいて行政経験者に行わせるのが妥当と考えられたからであろう。また、文化財の保護は政治的事情とは無関係に一貫した方針の下に行われることが望ましいから、しばしば交迭する文部大臣の直接権限の下におくよりは、政治的には関係のない委員会制度によることが適当と考えられたのであろう。

法律(五條二項)に「委員会の委員は、独立してその職権を行う」とあるのは、主管大臣たる文部大臣に対し独立している意味であって、委員同志が独立しての意味でないことは言うまでもない。

任務　委員会はいかなる任務を持っているかといえば、(一)文化財の保存および活用、(二)文化財に関する調査研究、(三)その他第一條の目的を達成するため必要な事務を行う(第六條)ことにある。第一條の目的とは「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界の文化の進歩に貢献すること」をさしている。これらの事務にはたとえば有形文化財の展覧のように、本委員会以外の行政機関でも行いうるものもあるが、本法による各種の命令勧告許可のように本委員会専行の事務もある。なお委員会は当分の間重要美術品の保存に関する法律の事務を行うことになっている。当分の間とは、本法施行の際に認定されている重要美術品の整理が完了するまでをさしている。その事務の内容は重要美術品の輸出の許可、重要美術品の認定の取消などである。

委員会の権限(第七條第一項)の内容は、後の事務局の活動の説明にゆずるが、委員会は職員の任免および賞罰を行い、その他職員の人事を管理することになっており、また本法の執行に必要な委員会規則を、委員会の議を経て定めた上で官報により公布する。すなわち、文部省令によらないわけである。

構成　委員会の構成は、五人の委員によって組織される。委員長は委員の互選による。委員長は国家行政組織法によって定められた外局の長としての権限を持つが、いずれも委員の合議を経た後にこれを行わねばならない。

委員は国家公務員であるが、特別職であるから国家公務員法の適用はない。その任命は両議院の同意を経て文部大臣が任命する。そして「文化に関し高い識見」を持つ者の中から選ばれる。また、委員のうち三人以上が同一政党に属することになってはならない定めである。委員中二人が所属している政党に、新たに所属することになった委員はその職を失う。これは委員会の政治的中立性を保持するためである。委員の任期は三年であるが最初の委員については三年委員が二名、二年委員が二名、一年委員が一名とされている。但し、委員は再任することができる。また委員長は月額三万二千円、委員は月額二万四千円の俸給の外に勤務地手当を受ける。

現在の委員は高橋誠一郎(委員長)、矢代幸雄、細川護立、一万田尚登、有光次郎の五氏であり、委員会の会議は定例的には毎週土曜日の午後に開かれ、そのほか、随時必要に應じて開かれている。

三

文化財保護委員会事務局　文化に卓越した識見を持つ委員からなる委員会が十分に活躍するためには、この補助機関たる事務局がこれに相應する機構を持ったものでなくてはならない。そこで文化財保護法は、特に事務局に関する規定をその中に含め、かつ事務局には部制をしくことを定めている。

文化財保護行政機構がこのような大きな組織となったのは今回が初めてと思われる。文化財保存の行政機構の起源をどこまでさかのぼるかによって違うが、かりに明治二十一年(一八八八年)の宮内省臨時全国宝物取調局にしても比較はできないであらう。内務省社寺局の古社寺保存事務が大正二年(一九一三年)文部省宗教局の第二課の所掌事務として文部省に移って以来、文部省としては、古社事保存課(大正十三年)、保存課、教化局総務課(昭和十七年)、社会教育局文化課(昭和十八年)、数学局教化課(昭和十九年)、社会教育局文化課(昭和二十年)の諸課において所掌してきたが、昭和十七年以後は一課の一掛りとして取り扱ってきたにすぎず、昭和二十二年にいたってようやく文化財保存課が新設されて、もっぱらこれを取扱うことになったのである。

これらの沿革から考えれば、部制をしく事務局の設置が画期的なものであることは明かである。

新しい事務局は事務局長の下に二部六課によつて構成されている。法律は総務部および保存部を置くことを定めているが、さらに文化財保存委員会規則第一号により、総務部には、庶務課、会計課管理課、保存部には美術工藝品課、建造物課、記念物課がおかれることに定められた。

事務局はその成立に当って、従前の社会教育局文化財保存課と国立博物館の一部(保存修理課と調査課)とを吸収したので、大体において総務部は文化財保存課の行っていた文化財保護行政事務にあたり、保存部はこれが具体的執行にあたる建前になっている。逆にいえば総務部はもっぱら事務的方面を、保存部は執行的方面を受け持つということができる。もっとも保存部が具体的執行を受け持つといっても、たとえば直接に国宝建造物や宝物の修理にあたるわけではなく、多くの場合は、実際は民間の専門家がこれにあたり、保存部はこれを指揮監督したり、これに関し助言、指導、勧告、指示、命令する事務をつかさどるのであって、本体はやはり広い意味における事務を掌るわけである。

次に事務局組織規程によって各課の所掌事務の概略を説明しよう。

規程の順序に従って、総務部から記せば庶務課では、人事、文書、広報、渉外、法令案の審査、博物館および研究所に関する事務などがその所掌事務とされている。会計課では予算決算会計、福利厚生管理など本省の会計課と福利課にあたる事務を掌る。つまり委員会が文部省の外局である結果、本省の官房にあたる事務をこの二課で掌るわけである。

管理課以下の各課の所掌事務は実質的内容を持っている。管理課の所掌事務を左に列記すれば、

(一)重要文化財の出品または公開の命令、勧告承認および許可に関すること。重要文化財の出品に対する給与金に関すること。

今度の文化財保護法では、従来の国宝を全部一應重要文化財とみなして取りあつかい(一一五條一項)、再審査の結果特に優秀なものは、国宝に指定し、厳選された国宝の保護の徹底を期し、重要文化財は国宝に次ぐ保護を与える方針をとっている。つまり二段階制をとっているのであるが、普通広義で重要文化財というときは国宝をも含めてこの語を使用している。

委員会は重要文化財の所有者に対して、一年以内の期間を限って博物館その他の施設で国の主催する公開の用に供するため、重要文化財を出品することを勧告することができる。その文化財の管理または修理に国が補助金を交付した場合は出品の命令をすることもできる。また所有者の側から出品を希望した場合これを承認することができる。出品に要する費用や、これに対する給与金(謝金)は国庫の負担である。

(二)出品され、または管理の委託を受けた重要文化財の管理に関すること。

前述の国立博物館その他の施設に重要文化財の出品を勧告または命令した場合は、委員会は博物館の職員または事務局の職員のうちからその重要文化財管理の責に任ずる者を定めねばならないことになっている。

(三)重要文化財の買取に関すること。

重要文化財を所有者が他人に売却する場合は予定対価などを記した書面を委員会に提出して、まず国に対する売渡の申出をしなければならない。これは旧国宝保護法では寺社所有の国宝の売却を禁じていたのを緩和して、所有者が個人の場合でも社寺の場合でも売却は、これを認めることとし、ただ国が優先的に買受ける機会を作る

こととしたのである。国が買取らねば所有者は他人に売却してさしつかえないことになる。

(四)重要文化財についての国庫補助、国庫負担および損害補償に関すること。

重要文化財の管理または修理について多額の経費を要し、重要文化財の所有者が経済的負担にたえない場合などには、国は所有者に補助金を交付して費用の一部にあてさせることができる。また管理が適当でなく重要文化財の安全を保ちがたいと認められた場合、国が費用を負担して必要な措置を所有者または管理責任者に命じまたは勧告することができる。特に国宝については命令又は勧告が実行されない場合は委員会がみずから必要な措置をとることができる。また、重要文化財がすでに破損している場合にこれが修理の費用を負担する場合もある。

(五)埋蔵文化財の発見に対する報償金に関すること。

埋蔵文化財の譲渡に関すること。

埋蔵文化財は地下、水底その他人目に触れない場所にある文化財の称呼であって、文化財保護法はこの保護発掘活用などについて特に規定しているのであるが、そのうち報償金と譲与に関することが管理課でとりあつかわれるわけである。

委員会が必要ありと認めてみずから発掘を行い発見した文化財は所有者が判明しない場合は国有になるが、この埋蔵文化財の発見者および発見された土地の所有者には、国はその価格に相当する報償金を支払う。また、その埋蔵文化財が国が保護する必要ある場合を除いては、これを発見者又は土地所有者に譲与することができる。発見者は多く研究家であるから報償金よりも文化財を欲する場合が多い。また、埋蔵文化財の発見された土地を管轄する公共団体にその文化財を譲渡することもできる。

(六)無形文化財の公開の命令および承認に関すること。

無形文化財についての国庫補助、国庫負担、資材のあっ旋その他の助成に関すること。

無形文化財は演劇、音樂、舞踊、工藝技術など無形の文化的所産の称呼である。たとえば文樂、能樂、雅樂、刀かぢの技術等は何らかの保護がなければ衰亡のおそれがあるから無形文化財の保護も肝要なのである。

無形文化財のうち、特に価値が高いもので国が保護しなければ衰亡のおそれあるものについては、委員会は補助金を交付し、または資材のあっ旋その他適当な助成を行わねばならない。助成を受けたものに対しては、委員会は三ヶ月以内の期間においてこの無形文化財の公開を命ずることができる。

(七)史跡名勝天然記念物についての国庫補助、国庫負担および損害賠償に関すること。

史跡は、現在指定されているものは、古くは石器時代の住居跡から、近くは明治時代(たとえば小泉八雲の旧宅)に及んでいる。名勝には、(イ)庭園(例、大徳寺の庭)、公園(例、丸山公園)、のような人工的藝術的なもの、(ロ)自然の風景(例、松島・天の橋立)、(ハ)自然と人工の交錯したもの(例、猿橋・厳島)の三種にわかれる。

これらの史跡名勝天然記念物は、更に詳しく言えば、狭義の史跡名勝天然記念物と、特別史跡名勝天然記念物とにわかれる。特別史跡

名勝天然記念物は、それが滅失破損または衰亡のおそれがあるような場合は委員会は管理者に対し管理方法の改善や保存施設の設置などの必要な措置を命じ、または勧告することができる。また現に破損または衰亡している場合、復旧の命令または勧告を行うこともできる。これらの場合はいずれもこの費用の全部または一部を国庫の負担とすること等、国宝の場合と同様である。

(ハ)文化財専門審議会の庶務に関すること。

文化財専門審議会については後述する。

以上述べるところを一言にして言えば、管理課では主として文化財保護行政事務のうち補助金、負担金、損害補償給与金、出品費用の交付など、すべて経済的交付に関する事務を行うということができよう。そして具体的にいかに交付するかについては、後述するように保存部の勧告に基いてこれを行うわけである。

美術工藝品課が取扱うものは、絵画、彫刻、文書、書籍、典籍、陶器、漆器、金工品、刀剣、甲冑、染物、織物、考古資料、民俗資料その他建造物以外の有形文化財等であってすこぶる広範にわたるが、これらのうち美術工藝品を代表的のものとして課名にしたのである。このいわゆる美術工藝品についてこの課は次の諸事務を取り扱う。

(一)美術工藝品である有形文化財に関し、国宝または重要文化財の指定およびその解除に関すること。

これらの指定はまずこの課でその有形文化財を調査し、これに基いて原案を作製し、後述の専門審議会の議に付した上で委員会として指定することになる。指定はさしあたってこの課の大きい仕事であって、このためこの課の職員三十余名の大半は随時全国各地に出張して調査しなければならない。当初の仕事としては、従前の国宝保護法で指定された国宝（但し建造物である国宝を除く。）――これは八月二十九日文化財保護法施行後はこの法により一律に重要文化財となった――約六千点のうちから、文化財保護法による新しい国宝を選び、また「重要美術品等の保存に関する法律」で認定された建造物以前の重要美術品等約八千点のうちから重要文化財と新しい国宝とを選ぶことである。この仕事は現在の職員では最大限に能率をあげても五ヶ年はかゝるであらう。しかも、その中には現在の職員も専門審議員も未見のものがあり、また戦争中の宝物疎開に端を発して、終戦後の経済界の変動は、宝物類の従来の所在地と所有者とに未曾有の大変更を来たし、法律をもって当然届出なければならない国宝、重要美術品等の所有者変更の届出を怠っている者が相当多いと推測されるのである。

調査を終えて指定をした場合は、その旨を官報に告示し、かつその所有者に指定書を交付する。

(二)美術工藝品である重要文化財に関する台帳を整備すること。

この台帳には、重要文化財の名称、点数、その特徴（寸法、重量、材質等）などを墨で書き、かつその写眞を添える。

(三)美術工藝品である重要文化財の管理または修理についての命令、勧告、指示および指揮監督に関すること。

重要文化財の現状を維持するための保護、管理およびこれに必要措置を「管理」、重要文化財が破損した場合に破損前の状態に回復する措置を「修理」と言うが、重要文化財の管理または修理につき、所

有者がその経費の負担にたえない場合、政府はその全額または一部を補助できることは前述した通りであるが、この際補助の条件として管理または修理に関し必要な事項を委員会は指示することができるのである。また必要あればこの場合、管理または修理について指揮監督をすることもできる。

㈣美術工藝品である国宝の修理および滅失または破損の防止の措置の施行に関すること。

国宝の所有者または管理責任者が委員会の修理命令または勧告に従わない場合、あるいは滅失破損防止の命令または勧告に従わない場合は、委員会はみずから修理または滅失破損防止の措置を行う。

㈤美術工藝品である重要文化財の現状変更、輸出および所有者以外の者による公開の許可並びに環境保全のためにする行為の制限、禁止および必要な施設の命令に関すること。

重要文化財の現状変更は原則として許可されない。しかし時の経過とともに腐朽してゆく場合、何らかの補修を加えることがその重要文化財を保存するゆえんであるから、この限度において許可を行う。また、重要美術品は原則的には輸出を禁止されているが、輸出が文化の国際的交流その他のために必要と認められる場合は例外的に許可される。ただし、これらの許可をする前に、あらかじめ専門審議会の諮問を経なければならない。また、委員会は、文化財保護の見地から、その環境の地域を定めて一定の行為を禁止する。単に禁止では不十分の場合は必要な施設を命ずることもできる。これらの措置についても専門審議会に附議することを要する。

㈥美術工藝品である重要文化財についての調査に関すること。

文化財保護行政の実施の立場からは重要文化財の調査は必要である。しかし所有者の立場からは調査に名を借りて頻繁に実地鑑査を受けることは望ましくない。そこで重要文化財保護のための調査権は規定するが、これを最少限度、必要な場合に限定し、かつ事前に公開による聴問を行うことにした。最少限度必要な場合とは重要文化財の現状変更の許可の申請のあったとき、重要文化財が破損しているとき、滅失破損のおそれがあるとき、重要文化財の価値の再鑑査の必要あるとき、などである。

㈦美術工藝品に関する専門的、技術な指導と助言に関すること。

㈧美術工藝品である重要文化財の管理についての届出に関すること。

㈨美術工藝品の管理おそび修理に必要な資料を刊行しおよび領布すること。

㈩美術工藝品に関する記録、写眞、複写および複製に関すること。

(十一)文化財保護法第一一六条第二項に規定する重要美術品等の保護に関する法律の施行に関する事務のうち、美術工藝品に関する事務を処理すること。

重要美術品等の保護に関する法律は本来国宝に準ずべき価値を持つ文化財について、国宝に指定するかどうかの鑑査を遂げるまでの間、その海外流出を防止するために制定されたものである。文化財保護法施行後は早急にその再鑑査を行い重要文化財とすべきものは、その指定を行い、しからざるものは重要美術品の認定を解除することになつている。

(十二)美術工藝品である重要文化財についての出品または公開の命

令、勧告および承認、並びにそれについての買取、出品に対する給与金、国庫補助、国庫負担、損害賠償、法人の設立の認可その他総務部の所掌事務でこの課に関係ある事項に関し総務部に対し勧告すること。

これら事務の実施についてはその具体的内容について美術工藝品課で意見を定めて保存部に勧告し、総務部はこれに基いて実施することになるのである。

(ヒ)文化財専門審議会に対し、管理課と連絡して事務的、技術的な援助を与えること。

建造物課 美術工藝品課の所掌事務は既に列挙したが、その列挙した事務の冒頭の語である「美術工藝品である重要文化財」「美術工藝品」を「建造物である重要文化財」「建造物」と置きかえればそのまゝ建造物課の分掌事務となる。それゆえ、同じような叙述をこゝに再び繰返すことはひかえるが、大体この課の仕事は大ざっぱに言って、(一)調査、(二)修理、(三)管理、(四)試験の四つの事務にわかれる。

(一) 調 査

(ア)建造物である国宝または重要文化財の指定並びに解除のための調査計画の樹立とその遂行のための事務。

(イ)右に基く実地調査、記録調査、その他の資料の調査。

(ウ)専門審議会に提出すべき原案の作製。

(エ)台張の調製並びに保管。

(オ)記録、写眞、実測図の作製、並びに保管。

(二) 修理、監督

(ア)建造物である国宝、または重要文化財に関し修理計画の樹立、長期計画、年度計画に基く工事費総額の見込。

(イ)直営工事(姫路城、松本城)の計画。

(ウ)特別工事(法隆寺、日光廟)の技術的指導。

(エ)現状変更、設計変更にともなう技術的、事務的処置。

(オ)竣工検査並びに清算。

(カ)工事報告の調製並びに刊行。

(キ)模写、模造の作製。

(三) 管 理

(ア)建造物である重要文化財の管理状況についての調査、指示(たとえば立入禁止のための柵、戸締など)。

(イ)環境保全についての調査、指示、撤出(たとえば茶室の場合)および所有者による公開の許可の制限、禁止および必要な施設の命令。

(ウ)防災のための調査並びに計画の樹立、それにともなう設計並びに施工の監督。

(エ)博物館の列品事業の援助。

(四) 試 験

文化財の修理に必要な材料、設備、工法等の科学的研究並びに試験(たとえば合成樹脂の應用、防虫剤、防腐財など)。

建造物課の分掌事務のうちで最も目立つのは修理に関する事務である。全国の重要文化財たる建造物、少くとも国宝建造物を時の経過による腐朽から守るために修理が行われる。昭和二十五年度はこのために一億五千万円、最近のジェーン颱風による被害復旧のために三千八百万円合計一億八千八百万円が計上されている。現在旧国

宝保存法による国宝、すなわち文化財保護法による重要文化財と認められている建造物は約一六〇〇棟ある。これらの建造物は三十年ごとに修理をほどこすのが理想とされている。すなわち三十年経てば屋根をふきかえる。次の三十年では軒廻り、床下、土台などを修理する必要がある。二〇〇年又は三〇〇年ごとに建造物を解体して建て替えねばならない。現在では予算の関係でこの三〇年は四〇年になっている。

かりに、一六〇〇棟の建造物を三〇年ごとに修理するとなると毎年平均約五十三棟を修理せねばならない計算になる。従来の実際も毎年約六十棟を修理してきている。さらに本年のように颱風の被害があって早急に修理を要するものがでてくると百棟近いものを修理せねばならない。大体六〇棟のうち三分の一の二〇棟が解体修理で残りは屋根のふきかえや土台の修理である。

建造物課は修理についてまず長期計画をたてこれを実行するには更に年次計画をたてる。現在は昭和二十二年にたてた五十年計画に基いて修理を行っているが、予算の不足その他のために予定より遅れ、ある程度の繰りのべを余儀なくさせられている。

この五ヶ年計画に基く修理に要する経費に対して大蔵省は八割の国庫補助を認めており、残りの二割を所有者や縣市などが負担することになっている。この補助率は、一番初めは全額補助、第一次世界大戦頃は五割、昭和の初めは四割となり、旧国宝保存法が出来た頃は五割、戦後八割となったわけである。修理の補助は、実際においては、所有者が修理設計書をそえて補助申請書を委員会あてに提出するのが原則である。重要文化財である建造物の修理を行いうる専門家は限られた数しかいない(全国で三十人位、しかもその中現場主任を勤めうる者は十人位)。そこで、多くの場合所有者より委員会あてに設計の依頼をする。設計書ができて所有者に渡す際、具体的に全工事費がわかり、地方の負担金や国家の補助金が算出される。委員会で補助金額が決定すると、今度は所有者は修理の技術者の派遣を委員会あてに依頼する。(京都奈良滋賀のように教育委員会の文化財保護関係者の陣容の整っているところは別である。)委員会は技術者のあっ旋を行う。

右に述べた修理は、多くの場員委員会が現場主任以下の専門技術者をあっ旋し、教育委員会がこの技術者をして修理工事を行わせるもので、建造物課としてはみずから修理工事を行うわけではない。時々出かけて行ってこの修理工事を監督しなければならない。時々というのは少くとも工事の設計をするとき、設計変更を行うとき(ほとんど必ず途中で設計変更の必要を生ずる)、竣工したとき等である。建造物課はこのように修理工事を監督指導する場合がふつうであるが、みずから修理工事を行う場合もある。姫路城や松本城の直営工事のごときがこれである。

なお修理工事のための建造物所有者に対する国庫補助金は前述のように、八割補助であるということになっているが、実行の上では実状によつて加減を行い、六割ないし八割としている。その率は理論的には破損の程度やその建造物の価値の程度などから割り出されるはずであるが、終戦後は実際は所有者負担と地方公共団体の補助力とに関連してきめられている。この補助率の算定については従来のやり方に再検討を加え、より適正なものにしようとしている。

防災施設についても建造物課が中心になって対策をねっている。昭和二十五年度の防災予算は当初の一千万円にさらに一千万円を加えて合計二千万円、昭和二十六年度は一千八百万円、これがさしあたりの防災施設補助の予算であるが、これが実施は各府縣で行うから府縣の予算がどの位あるかが問題になってくる。

記念物課の所掌事務は大ざっぱにいうと、

一、史跡名勝天然記念物および特別史跡名勝天然記念物に関するもの。

二、埋藏文化財に関するもの。

三、無形文化財に関するもの。

にわかれ、この他に美術工藝品、建造物の両課と同様にこれらに関する補助金等について総務部に勧告したり、文化財専門審議会に事務的、技術的援助と与えたり、台帳を整備したり、資料の刊行頒布などの仕事がある。

(一)、史跡名勝天然記念物または特別史跡名勝天然記念物の指定およびその解除に関すること。

史跡名勝天然記念物と特別史跡名勝天然記念物と二階段を設けているのは、重点的保護を期したのである。指定を行う場合には文化財専門審議会に付議することを要する。重要文化財の場合とちがって指定を交付しないので、その代わりに官報に告示をすることになっている。緊急を要する場合、都道府縣の教育委員会が仮指定を行うことができるが、本指定を行えば仮指定はその効力を失う。指定されたものが滅失しまたは衰亡破損して保護をする価値を失ったときは指定を解除する。

(二)史跡名勝天然記念物の管理または復旧に関する命令、勧告、指示および指揮監督に関すること。

(三)特別史跡名勝天然記念物の復旧および滅失破損または衰亡の防止の措置の施行に関すること。

(四)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可並びに環境保全のためにする行為の制限、禁止および必要な施設の命令に関すること。

(五)史跡名勝天然記念物についての調査および調査のために必要な措置の施行に関すること。

(六)史跡名勝天然記念物の管理についての届出に関すること。

これはすべて重要文化財に対する美術工藝品課の場合と同様である。(五)の調査のための必要な措置とは、障害物の除去や土地の発掘のごときものを意味し、その費用は補償する。その金額は記念物課から総務部に勧告するわけである。

(七)史跡名勝天然記念物に関する専門的技術的な指導と助言とに関すること。

(八)史跡名勝天然記念物に関する台帳の整備、記録、写眞、複写および複製に関すること。

史跡名勝天然記念物の管理および復旧に必要な資料を刊行し、および頒布すること。

(九)古墳旧跡その他の遺跡発見の届出に関すること。

古墳その他の遺跡や旧跡を発見した場合、現状を変更することなく十日以内に委員会に届け出なければならない。委員会はこの場合にも適切な指示をなし、この調査保存に遺憾なきを期する。

(十)埋藏文化財の発掘の禁止、停止、および中止の命令に関するこ

と。

埋蔵文化財の発掘は二十日前に委員会に届け出なければならぬがこの場合、埋蔵文化財の保護上特に必要があるときは発掘を禁止、停止及び中止を命ずることができる。これは決して学術的な発掘を阻止するものではなく、むしろ、非学術的な濫掘盗掘によって貴重な遺跡遺物が学術的な対象とならずに破壊消滅することを防止することが本旨なのである。

㈢埋蔵文化財の発掘の施行に関すること。

委員会は必要と認められるときはみずから発掘を行うことができる。土地所有者は私法上の権利を理由として拒むことはできない。今日、考古学によつて日本古代文化の闡明の必要が要望されているが組織な調査は二三例を数えうるにすぎない。しかし調査されずに破壊消滅する重要な遺跡は極めて多いのである。委員会は必要がある場合は組織的な調査を行い、これらの調査と保護とに完全を期するものである。

㈣ 埋蔵文化財の発掘についての届出および指示に関すること。

前述のように埋蔵文化財発掘を行う場合は発掘者は一定の書式により、二十日前に委員会に届出ねばならぬが、この種の届出は極めて多数が予測されるのであり、この場合委員会は専門的立場からそれぞれ適正な判断をなし埋蔵文化財の保護上必要な指示を行うことができる。発掘が史跡に指定されている土地で行われる場合は届出の必要はない。けだし史跡では現状変化が制限されており、これによってその土地における埋蔵文化財も間接に保護されるからである。また大学、研究所など国の機関が発掘する場合も届出は必要である。

㈤埋蔵文化財の鑑査に関すること。

遺失物法によると発掘された埋蔵文化財は所有者が判明しないときは、警察署長を通じて委員会に提出されることになる。この場合委員会はこの埋蔵物が文化財であるかどうかを鑑査しなくてはならない。もし文化財でないと委員会が認めたときはこれを警察署長に差し戻し、文化財と認めたときはその旨を警察署長に通知し国庫に帰属することになっている。

㈥埋蔵文化財に関する記録、写眞に関すること。

埋蔵文化財で委員会に提出されたものは記録写眞をとった台帳を作製してこれを保管するとともに、特に国庫に帰属したものについては、これを刊行し資料として公開する必要がある。

㈦助成の措置を講ずべき無形文化財の選定に関すること。

無形文化財のうち国が保護しなければ衰亡のおそれあり、かつ保存に足る価値あるものについては補助金を交付し、あるいは資材のあっ旋を行うなど適当な措置を講じなければならない。価値あるもので自ら経済的維持のできるものは助成の対象とはならない。たとえば文樂のごとき、常に興行ごとに赤字で、このまゝでは存続が危ぶまれているもの、あるいは平家琵琶のごとき承継者の絶えさうなものは対象となりうるわけである。無形文化財中、工藝技術のごときはその製作品を買上げることなどが考えられる。また助成の措置としては助成金や資材のあっ旋のほかに、国立劇場の設立やその無料貸与などが考えられる。これらはもちろん予算の計上がなくては行われない。

無形文化財についてはこれを保存するために映画やレコードに撮影吹込を行うことも考えられる。あるいは入場税の減免のごとき行政上の措置もありうるわけである。

(ヘ)無形文化財に関する専門的、技術的な指導と助言とに関すること。

(ト)無形文化財に関する台帳の整備に関すること。

(チ)無形文化財の管理および復旧に必要な資料を刊行しおよび頒布すること。

(リ)無形文化財に関する記録、写眞、複写および複製に関すること。

四

以上が事務局の権限であるが、その中で機会あるごとに言及したものに、専門審議会がある。これは委員会の附属機関であって、委員会の諮問に應じて文化財の保存および活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を委員会に建議することを目的としている。

専門審議会に諮問すべき事項として法律は次の諸事項を列記している。

(一)国宝または重要文化財の指定およびその解除。

(二)重要文化財の管理および修理に関する命令。

(三)国宝の修理および滅失または破損の防止の措置の施行。

(四)重要文化財の現状変更および輸出の許可および許可の権限の都道府縣教育委員会への委任。

(五)重要文化財の環境保全のためにする行爲の制限、禁止および必要な施設の命令。

(六)重要文化財の買收。

(七)埋藏文化財の発掘の施行。

(八)助成の措置を講ずべき無形文化財の選定。

(九)特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の指定およびその解除。

(十)史跡名勝天然記念物の管理または復旧に関する命令。

(十一)特別史跡名勝天然記念物の復旧および滅失、破損または亡の防止の措置の施行。

(十二)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可および許可の権限の都道府縣の教育委員会への委任。

(十三)史跡名勝天然記念物の環境保全のためにする行為の制限、禁止および必要な施設の命令。

(十四)前各号に掲げるもののほか、文化財の保存および活用に関する重要事項。

専門審議会は四つの分科会から成る。

第一分科会は美術工芸品、第二分科会は建造物、第三分科会は史跡名勝天然記念物、考古資料、第四分科会は無形文化財を対象とする。委員の定員は九〇名であり、それぞれの各方面の権威者をもってこれに当てることとし、目下委員の発令準備中である。委員会には必要に応じて臨時委員をおくことができる。委員会のさしあたりの大きな問題である国宝の再調査は、この審議会に諮問せねばならないから、できる限り速かな発足が待望されている。専門審議会は諮問機関であるから、その答申をいかにとりあげるかは委員会の自

由適正な判断に委ねられている。これが正しい運用は文化財保護行政を適切ならしめる上に極めて重要である。

委員会の附属機関としては専門審議会のほかに国立博物館と研究所とがある。

国立博物館は本館を東京に、分館を奈良におき、有形文化財を収集し保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連することを目的としている。

国立博物館は名称は従来と同じであるが、文化財保護委員会の成立とともに実質的には大きな変容を遂げたのであって、従来博物館の持っていた文化財保護行政部門は委員会事務局に移され、博物館は博物館としての本来の姿に戻り有形文化財収集展観に専念することになったことはすでに述べたとおりである。文化財保護委員会が保護法によって行う重要文化財の公開はこの博物館にまつところが大きい。文化財の活用のほかに博物館の事業として期待される文化財に関する啓発宣伝は、文化財保護行政に対して大きな貢献をなすであろう。

博物館の組織は今回の新しい出発とともに改組されることになっている。従来の管理課、陳列課、保存修理課、調査課、資料課の中、保存修理課、陳列課は委員会に吸収され、管理課、陳列課、資料課の三課が残っているわけであるが、博物館が収集陳列を目的とするとともに、これにともなう研究も重視する風潮が新組織に盛り込まれることも期待されている。

もう一つの附属機関である研究所は、将来は広く文化財に関する研究所としての発展を法律は期待しているが、さしあたり従来のごとく美術研究所の名称を引きつぐことになろう。文化財研究所としては有形文化財および無形文化財に関する調査研究、資料の作製およびその公表を行うわけであるが、当分は特に美術に関する調査研究や資料の作製とその発表を行うことになる。

あとがき

以上で粗雑ながら文化財保護委員会の組織と機能について一通りの説明を終えた。

委員会はまだ発足して日浅く、完全に軌道に乗ったとは言えない時期にある。それゆえ上述の説明もほとんど保護法や組織規程に基いて記したにすぎない。したがっていわば形式的な説明であって、ほんとうに血の通った説明にはなっていない。それは組織規程によるよりも、予算に基いた説明の方が実際的であり現実的である。しかし、本年度の予算は文化財保護課の予算をひきついだ程度にすぎず、来年度の予算もまだ見通しがついたわけではないので、やむなく上述のような説明になった。

委員会の定員は四一〇名、一部(美術工芸品課、建造物課)は博物館庁舎にわかれてはいるが、毎週の局議には全課一になって委員会の使命の達成に衆議を練り、「委員会は独立して職務を行う」とはあるが、実際上は文部省内にあって文部省の内局同様に広義の文教行政に当り、また全国の教育委員会と緊密な関係の下に文化財の保護にまい進しているのである。

(文化財保護委員会事務局保存部長)